

富里市消費者行政推進連絡協議会設置運営要綱

(平成28年3月31日告示第73号)

改正 令和3年3月31日告示第66号 令和6年6月20日告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づく消費者安全確保地域協議会及び消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項の規定に基づく消費者教育推進地域協議会として、富里市消費者行政推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域における消費者安全確保のため、消費者トラブルなどの情報交換及び見守りなどの取組に関する協議を行うこと。
- (2) 市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、情報交換及び調整を行うこと。
- (3) 富里市消費者教育推進計画の作成及び変更に関して意見を述べること。
- (4) 第3号に掲げるもののほか、消費者安全確保及び消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、25人以内で組織する。

- (1) 富里市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (2) 富里市地域包括支援センターを代表する者
- (3) 富里市教育委員会を代表する者
- (4) 富里市区長会を代表する者
- (5) 富里市防犯指導員連合会を代表する者
- (6) 富里市社会福祉協議会を代表する者
- (7) 富里市シルバークラブ連合会を代表する者
- (8) 富里市協働のまちづくり推進委員会を代表する者
- (9) 富里市消費生活協力員
- (10) 富里市消費生活相談員
- (11) 第1号から第8号までに掲げた団体等を所掌する課を代表する者

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、市職員以外の委員の中から互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、年3回実施する。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会長が、特に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済環境部商工観光課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和3年3月31日告示第66号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 20 日告示第 98 号）
この告示は、公示の日から施行する。